

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信編集 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

230 号

2022 年 7 月 10 日

一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

理事の役割分担のお知らせ

7 月 3 日開催された第 2 回理事会にて理事の役割分担が決まりましたのでお知らせ致します。

代表理事 清水一雄 ・ 副代表理事 橋本利治 ・ 業務執行理事 荒木文雄
相談役・渉外部 高橋養藏 ・ 事務局長 清水鏡晴 ・ 事務局次長 土田 仁、奈須守洋
財政部長 武井百代 副部長 石原則子 ・ 学術部長 荒木文雄 副部長 黒川邦日兄
保険部長 奈須守洋 ・ 総務広報部長 土田 仁 ・ 在宅ケア部長 山内恵美子
厚生部長 岩下幸卯 ・ 伝統手技療法臨床部長 清水鏡晴
介護支援センターおおぞら管理者 松本泰司

来年度に向けての提言

橋本利治

状況は厳しくなっています、それを打開するためには、会員の組織化を最優先しなければなりません。今年 1 年取り組みましょう。

そして異業種と交流することにより我々の世界を客観的に見なければなりません、その一環としてワーカーズコープとの密接な関係構築に取り組む必要があります。

その前段階としての互助会の設立が必要です。

そして業界の中心的なセンターとして、国民の会を支援していくことが必要です。

そして NPO 法人 東洋医療を考える会を中心に、患者交流会などを推進して患者の気持ちを理解してゆきましょう。

そして一番の難問が財政健全化にあります。会員サービスを充実することによる健全化です。理事三役が一体となって、健全化に取り組むようにしたいと思います。

私たちはこの様な理不尽な行政に対して目をそらしてはなりません。そして会員への生活安定の方策、相互協力体制の構築を図っていかなければなりません。

以上基調報告と問題提起をします。活発な議論をしていただきたいと思います。

第 19 回定期総会報告

松本 泰司

2022 年 6 月 19 日（日）YCC 代々木八幡コミュニティセンター大ホールで第 19 回定期総会が開催されました。以下総会の報告を致します。（招待者を含め参加者の敬称は省略いたします）

清水一雄代表理事 挨拶

今回第 19 回定期総会を開催しますが、任意団体の時代を入れると 39 回目の総会になります。

本日は海江田万里衆議院議員、奈須りえ大田区区議会議員もご参加くださいました。

現在鍼灸マッサージ業界を取り巻く環境は年々厳しくなっています。厚労省では療養費検討専門委員会が開かれ、療養費の給付改正が話し合われました。他に往療料を廃止する方向と施術料金の包括化が検討されていました。

私は療養費専門委員会に対して包括化反対の要望書を提出しました。療養費が包括化されると、特にマッサージでは 5 部位の場合施術料が下がり、施術師は生活が苦しくなります。結果は『往療料廃止と包括化はこの度の通知では見合わせる』でした。



私は要望書を出したことが、包括化が決定に至らなかった一因と思っています。

全国で誰も反対しなかったら、検討会の意見がそのまま通ってしまう怖れがありました。

これは保険者からの返戻についても同様です。返戻された先生方に言いたいのは、返戻内容が理不尽な場合は反論をして欲しい。一人ひとりが反論の声を

を発することにより、厚労省の一方的な施策に歯止めをかけることが出来るのです。

清水代表理事の挨拶に引き続き、ご来賓の皆様よりご挨拶をいただきました。海江田万里衆議院議員、那須りえ 大田区議会議員、藤岡東洋雄 協同組合兵庫県保険鍼灸師会理事長、山西俊夫 NPO 法人 東洋医療を考える会理事長、宮原哲朗 顧問弁護士、高成田健 日本労働者協同組合連合会事務局長、また、川田龍平 参議院議員よりビデオメッセージをいただきました。これらのご来賓の皆様のご挨拶は別紙にてご紹介します。

ご来賓の挨拶に続き、土田仁司会者により、総会議長の選出を行いたいので、議長候補者の推薦をお願いしたい、との議場への呼びかけがありました。

議場からは、司会者一任の声があり、議場よりの提案を受けて土田司会者より、議長として中野郁雄、白井百合の提案がなされ、議場より異議なしの声があり、中野郁雄、白井百合両名が議長として選出されました。

中野、白井議長は、円滑な議事進行へのご協力のお願いをいたしますとの挨拶のあと、直ちに議案の審議に入りました。

第 1 号議案は「令和 3 年度事業報告」・「基調提言」・「あはき」の現状

「令和 3 年度事業報告」は清水鏡晴事務局長、および、「事業を振り返っての基調提言」報告は、橋本利治副代表理事、および「『あはき』師のおかれている現状」報告は、高橋養藏前代表



土田司会者

理事の3項目につき、議案の提起を議長より各担当者に求めました。

まず、清水事務局長より、すでに配布されている令和3年度事業報告に基づき、令和3年4月より令和4年3月までの1年間、当会が関係した会議、懇談会、セミナーなど主な事業、行事につき報告がなされました。

引き続き、「事業を振り返っての基調提言」につき橋本利治副代表理事より報告が行われました。さらに引き続き『『あはき』師のおかれている現状』について高橋養藏前代表理事の報告が行われました。



報告は、受領委任払い制度実施の政府の狙いやこれに対応する一部保険者の問題など、われわれを取り巻く重要な問題に触れられています。しかし、いずれの報告も時間の制約があり、急がざるを得ない状況でしたので、提案者提出の報告文書を別紙にて紹介いたします。「令和3年度事業報告」「基調報告」「今後の目標」については、特段の質疑は無く、報告の承認を求める議長の呼びかけを出席者の拍手にて報告を承認しました。

決算報告、会計監査報告

引き続き議長が、令和3年度決算報告を武井財政部長に求め、令和3年度の決算について報告されました。本年度の決算は、報告通り赤字決算となった。収入減の主な内容は、事務手数料の減少であることを明らかにしました。

さらに議長は、清水正敏会計監査委員に監査報告を求めました。清水監査委員より「貸借対照表、損益計算書、財産目録は、法令及び定款に従い、一般社団法人鍼灸 マッサージ師会の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める」との報告がなされました。

議長は、武井財政部長の令和3年度決算報告、および清水会計監査委員の監査報告について出席者の承認を求め、会場出席者の拍手により承認されました。

令和4年度 事業計画 予算案

続いて議長は令和4年度事業計画案の検討に入る事を告げ、奈須守洋事務局次長に事業計画の提案を求めました。奈須事務局次長より、すでに配布されている「4号議案令和4年度事業計画案」に基づき、



会の運営理念、医療制度の改善、伝統医療の継承、事務局業務、広報活動、各部の活動など事業、活動計画が提案されました。

議長は事業計画についての質疑を求めましたが発言は無く、事業計画の承認を求める議長提案は拍手で承認されました。続いて議長は令和4年度予算案の検討を行う事を告げて、武井財政部長に予算案の提案を求めました。武井財政部長より、コロナ感染問題が会員の業務に大きな支障をもたらす中で、さらに、受領委任払いの実施が進む中、療養費支給からの「あはき」の締め出しが強まり、私たちの営業、そして会の財政も一層の困難を抱えているとの発言がありました。

そして、以下の予算案が提出されました。

会費、入会金収入 3,347,000 円、療養費事業手数料収入 20,015,000 円、介護保険事業手数料 6,003,000 円など収入総計 29,475,000 円。人件費 19,900,000 円、事務所経費 5,510,000 円、事業活動費 1,785,000 円など支出合計 29,475,000 円。

続いて、清水代表理事より予算案に関連し「令和4年度療養費事務手数料改定について」報告がありました。

「令和4年5月17日（火）18時30分～20時に千駄ヶ谷社会教育館にて、療養費事務手数料改定検討会を実施しました。検討会を開催した主旨は会として一方的に決めるのではなく、理事会に諮る前に広く意見を聞き話し合う必要があり、事務局通信掲載と個別にも呼び掛けをさせていただき、80名入る会場を用意しました。参加者は数名でした。

コロナ禍において、この2年間の会財政状況は国等からの助成金約500万円を受けることが出来たのですが、もし補助金が無ければ500万円赤字計上になっていました。今後は助成金に頼ることなくやっていかなければなりません。

皆が大変な思いをしている時に、事務手数料の値上げはしたくはないのですが、やらざるを得ない状況になっています。理事会で検討を重ね満場一致ではないが、やむを得ないと判断し、理事会にて事務手数料として0.5%アップを決議しました。申請額1万円として50円の負担を担ってもらうこととなります。」

議長が提案されました令和4年度予算案について発言を求めたところ、以下の発言がありました。

- ① 手数料検討会議の開催については知らなかったし、手数料値上げの内容も知らなかった。誰もが非常に苦しい経済状況の時であり、手数料値上げが会員の減少に繋がる不安もある。
- ② 手数料検討会、当日参加したが、あまりにも参加者が少ないので驚いた。

議長は、さらに、参加者の意見を求めましたが他に意見は無く、議長は令和4年度予算案の承認を求め、参加者は拍手により承認しました。

その後、武井財政部長より、事務手数料変更の説明不足について要望があれば手数料説明、検討の会を行うようにしたい、との発言がありました。

理事および監事の選出 代表理事選出

引き続き議長は、本年度は役員改選の年度であり、理事および監事の選出を行いたいとして、選挙管理委員、渡辺俊子、小川栄吉の報告を求めました。

選挙管理委員の小川栄吉より、理事選挙への立候補者、朝戸 慎治、荒木 文雄、石原 則子、岩下 幸卯、黒川 邦日児、清水 一雄、清水 鏡晴、高橋 養藏、武井 百代、土田 仁、奈須 守洋、橋本利治、松本 泰司、村田 雅至、山内 恵美子の15名が紹介されました。

続いて、監事への立候補者、久下勝通、山口富靖の立候補が紹介されました。

議長は、15名の理事立候補者を理事として選出すること、2名の監事候補者を監事として選出することについて参加者の意見を求めましたが、反対の声は無く参加者の拍手により、理事および監事を選出しました。

役員選出を終わり、総会は一旦休憩に入りました。

総会が再開され、休憩時間を利用して第一回理事会が開催され、その報告が行われました。

第1回理事会では、清水一雄理事が代表理事に選出されました。

また、総会の場で発表してきた選挙管理委員は、渡辺俊子および小川栄吉、会計監査委員は松尾洋子、手塚高信の皆さんに担当をお願いした事が報告されました。

最後に喜多村崇さんのバイオリン演奏にホッとして総会を終えました。



喜多村崇さん

「あはき」の現状を振り返り 今後の目標

高橋養蔵

1 受領委任制度の取り扱いの改善する点 ◎同意書を廃止、診断書とする

昭和 25 年（1950 年）保発 4 号で同意書の添付が必要となり、終戦後の新憲法で、昭和 22 年（1947 年）按摩マッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格が制定され、按摩、マッサージ、指圧治療、鍼、灸治療の健康保険取り扱いが各地に急速に広がりました。この保険取り扱いの拡大を抑制するための通知でした。

昭和 57 年（1982 年）労働省「基発 375 通達」が出されそれまで「あはき師」の判断で治療できた労災保険の取り扱いが、医師の指示書がなければ出来なくなりました。

その後、「労災裁判」「岸イヨ併給裁判」「治療の期間制限の撤廃」等の運動のなかで療養費の取り扱いが増えて来たら、今度の受領委任払い制度で取り扱いを制限してきました。

同意書は、保険取り扱いを制限するために利用されて来ました。以前紹介した渡辺賢治医師の著書「漢方医学」の中で、中間見出し「保険の利く疾患が限られている鍼灸」の文中・・・慢性疼痛疾患六つに限定されている。

さらに、鍼灸の施術を受けるには医師の同意書が必要であり、その有効期限は三ヶ月なので、三ヶ月ごとに患者さんは医師の同意書をもらう必要があります、さらに、鍼灸を受ける期間には、同じ疾患では、西洋医学の治療を受けることができない。

あくまでも「西洋医学では手に負えない」ということを医師が証明した際に鍼灸の保険適用が認められるのである。しかしながら、西洋医学の医師の中には「西洋医学では手に負えない」という証明を出す事自体が侮辱されたように感じるものが多い。

お互いの良さを融合しようというのではなく、どちらかを選べ、というシステムでは効率的医療は生まれない。・・・書いています。

現在、医師が好意的に同意書を発行してくれても、保険者がなんやかんやと文句をつけられるのではたまりません。診断書にしましょう。

2 「あはき」療養費として法制化を

入院時食事療養費、入院時生活療養費として、入院時の食事などにつき療養費の支給が行われている、もしくは保険外併用療養費の支給が、現金給付であるものの、療養費の支給として現物給付化されています。

政府は医療技術の進歩の中で、国民の選択肢を広げ、利便性を向上させるのと理由から法改正をおこなってきました。2016 年 4 月の法改正では保険外併用療養費支給が始まりました。

厚生大臣が定める「評価療養」「患者申し出療養」「選定療養」については、健康保険適用外の診療であるが、保険診療との併用を認める制度です。本来、健康保険では保険外診療が含まれる場合は、医療費はすべて自己負担となる取り扱いです。

評価療養 ●先進医療 ●医薬品、医療機器、再生医療当製品の治験に係る診療 ●薬事法承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療品の使用 ●薬価基準収載医薬品の適応外使用。

●保険薬適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用。

選定療養 ●特別の療養環境（差額ベット） ●歯科の金合金等 ●金属床総義歯

●予約診療 ●時間外診療 ●大病院の初診、再診 ●180 日以上の入院、制限回数を
超える医療行為

お金があれば、健康保険では認めていない診療や薬、再生医療など選びやすくなる、また、個室入や制限を超えた長期の入院も選びやすくなる。そのような健康保険制度の改変が進んでいるのです。

しかし、日々現れる身体の不調に即対処し、免疫力を強化し健康なからだをつくる「あはき」は、療養費からの排除が、強まるばかりです。

制度の改正が必要

あはき療養費も、「あはき」療養費の支給を明確にした健康保険法の取り扱いにする必要があります。

3 療養の給付にする。「あはき」師が国民から信頼されるために

1)、鍼、灸、按摩マッサージ指圧師の学校制度の充実を、現在の3年制度を4年制にする。さらに、出来るだけ早く6年制にして、医師に近い状態の学術、技能向上の修行体制を確立する。

2) 医学大学のカリキュラムに、鍼、灸按摩マッサージ指圧治療を入れてもらう。

渡辺賢治医師の著書で、「医学教育に組み込まれた漢方医学」の文中・・・漢方医学が注目され、広く普及する大きな転機となったのは、2001年に文部科学省の定めた「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に漢方医学が入った事である・・・と書いています。

同意書を発行してもらうときや、普段の診療で、あはき治療の相談をすると「あんなものは効かないよ」と否定する医師もいます。無理ありません医学教育の中に入っていないのです。医師にも一定の理解をしていただき国民、患者に効果を正しく説明して貰う事が、あはき治療の普及につながります。

3) 東洋医療の研究を

民主党政権時代に東洋医療の研究財団を立ち上げて、取り組んで貰いその報告書も出されています。現在、休止しているようですが再開してもらいたいものです。

2022 年総会 基調報告

副代表理事 橋本利治

本日はお忙しい中第19回定期総会にお集まりいただきありがとうございます。実りある総会にしてゆきたいと思います。

私橋本のほうからは、全体的な情勢分析と方針案、そして提言を述べたいと思います。また、私からは厚生労働省、東京都審査会、後期高齢者医療広域連合への開示請求及び懇談から判ったことをお伝えします。

そのような中であって私たちはどのようにすれば生活が続けることができるのかそれを探る総会にしたと思います。



(橋本 副代表理事)

ウクライナの問題

最近毎日のように報道されているウクライナ情勢はご存じのことと思います。意見はいろいろあるかと思いますが一言えることは「私たちに関係のないことではない」ということだと思います。つま

りそれは私たちに密接に関係していることです。

ロシアの侵略は決して許されることではありません、しかしだからと言って双方とも戦争は起こしてはならないことを肝に銘じる必要があります。ウクライナ的外交努力の失敗ということをいわずにはなりません。決して戦争はしてはならないと思います。

人権侵害につながる法律や保険証廃止の方向

そして、注目はウクライナ報道に隠れて、今国会で61本の法案がすべて波風なく成立しました。

その中にご存じのようにデジタル化に繋がる子ども家庭庁の創設、人権侵害を自由に左右できる侮辱罪厳罰化法案、医薬品の有効性が不確定な段階でもスピーディーに承認できるようにする、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性を確保する法律改正法案（薬機法改正案）などが含まれています。

それと連動するように日本版 CDC の創設によりワクチン接種などが拒否できなくなります。また厚労省では保険証を廃止してマイナ保険証を2024年までに切り替えると決めたそうです。

このようになれば医療は一元化されて私たちの医療はますます制限が強化され厳しくなってきます。それを可能にするのがデジタル化法案です。（2年前に成立してこれと連動しています）

印鑑廃止は連動しているのでしょうか、我々の知らない間にそのようなことが進行していることを知り、そしてどのようにすれば解決できるのか皆さんで考えましょう。

20年間不況の現実

私たちの国では経済不況が続いています。給料が上がらないことによる経済停滞です。例えば平均賃金はG7（先進7か国）中7位です。生活はじわりじわり影響が出ています。しかし追い打ちをかけるようにコロナがやってきました。これにより患者さんが激減し、物価は上昇、年金削減、医療費増大、大きく言えば社会保障充実のためにあった消費税ですが、社会保障に当てられていないことがわかりました。

その統計を見れば73%が 社会保障に使われていなかったとのことです。また2023年から中小企業等に打撃のある「インボイス制度」が実施されることになっております。

もし仮に消費税が100%社会保障費に使われていたとしたら少なくとも今のようにはならなかったのではないかと考えます。例えば医療費を無料にするのには消費税収20兆9714億円のうち5兆1837億円のできるのだそうです。

厚労省が不正か

先日（6/2）日経ビジネスオンライン誌にてスクープされた記事に「ワクチン2回接種者の陽性率が半数の世代で未接種者を上回る、厚労省再集計で判明」という記事が掲載されました。

記事によると5/11厚労省新型コロナワクチンウイルス感染症対策アドバイザーレポートにて明らかにされたとのことです。あれだけワクチン打てば安心と言っていたにもかかわらず実際はワクチン接種者のほうが感染するということが統計から明らかにされました。

この根本的な問題は厚労省が統計操作をしていたのか、それともワクチンが原因なのか、両方とも明らかにすることが必要です。にもかかわらず検討事項とされています。ひるがえって療養費では「すべての施術者が不正請求」をしているとのキャンペーンで不支給策が続いています。

これは偶然なのでしょうか。わたしは偶然ではないと感じています。

取り巻く環境は

コロナ前とコロナ後比較してみるとどうでしょうか、療養費に関して言えば何ら変わっていないように思います。

「鍼灸マッサージ、柔道整復師」は基本的には医療保険から排除でした。しかしながら岸イヨ裁判、千葉裁判など一連の運動により小康状態が続いていました。

しかし経済不況により保険者の統合などで国は保険者の保護、維持政策が行政にとって優先課題とされるようになりました。また今年2月最高裁第2小法廷にて、あはき養成施設の新設は盲人保護のためにとの判断が決定されました。

このことについて私たちはあまりにも無関心だったのではないのでしょうか。私は養成施設新設よりも先にやるべきであったのではないかと考えています。

視覚障害者と晴眼者の対立、資格者と無資格者の対立などしている間に「不正請求」キャンペーンが大々的に行われた現実を見逃すわけにはいきません。

厚労省は本当に鍼灸を排除するのか。

厚労省通達により「あはき師」は医療従事者ではなく、医業類似行為者と規定されています、そのことにより私たちは多大な不利益を被っています。

健康保険法 87 条では「保険者がやむを得ないものと認めるときは、」と適用条件を規定しています。しかしこれが鍼灸マッサージであるとは書かれておらず法的に担保されていないことです。本来なら民間療法の一部という立て付けです。

しかし歴史的には医療として認めなければならず苦肉の策として敢えて中途半端な新しいカテゴリ一としての医業類似行為者との新語を作りだしました。裏返せば苦し紛れで医療として認めているということだと思います。

では何が問題か、健康保険制度からの排除ということでもあります。では改めてお尋ねします、何故健康保険制度に組み込まれなければならないのでしょうか。健康保険組合から支払い拒否をされた時保険者は「必ず東洋医学が駄目だとは言っていない」と認めているのです。また高橋前代表理事によると厚労省はかつて予算処置をして東洋医学研究チームを組みました、なのに保険行政になると排除されます。何が問題かを考えることが私たちの運動をひも解く糸口があると思っています。

保険者は 健康保険法 87 条を盾にして「あはき」排除を主張

私たちは諸悪の根源は健康保険法 87 条であると主張しています。

その根拠は保険者に健康保険法 87 条でフリーハンドを与えているからです。

けんぽれんニュース(2020 年 6 月上旬号)幸野庄司理事インタビューによると柔整療養費で「受領委任払いの運用を保険者の裁量で償還払いに戻せる仕組みをつくる」と主張しています。

幸野氏は 87 条があるから保険者の意向があれば何をやっても良いと考えています。

氏の意見が現在に反映されて今では、あはき療養費でも往療料の支払い拒否、変形徒手矯正術支払い拒否、などの案件が当たり前のようになってきました。

87 条には前段にもあるように「保険者は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他

の者から手当を受けた場合において」と述べられています。

つまりこれは、保険者の良識ある判断により支給しなければならないとの法解釈であり、その解釈を捻じ曲げているというほかありません。

このインタビューでも幸野理事は「健保組合の財政は悪化し皆保険制度が危機に立つなか不正対策等が取り入れられなければ：：：」と述べて財政悪化の原因はあたかも不正であるとしています。

幸野理事は財政悪化の原因は不正ではなく日本経済の悪化であることを認めようとしていないのです。問題のすり替えによって悪者を仕立て上げる手口で療養費の削減を図ろうとしています。

これが今の社会現象になっていることを知る必要があります。

保険財政がもたないという特殊事情があるならばその原因を国の経済政策に言及するべきなのにそれをせず弱者である被保険者・施術者へ転嫁するのは言語道断と言わなければなりません。このことを踏まえて保険者と議論する必要があります。

受領委任払い制度について 制度の真の姿を見抜けなかった

H30 年受領委任払い制度が導入され、この時、業界は賛成しました。

しかしそれで良かったのかを問い直す必要があります。

つまり受領委任払い制度の真の姿を見抜けなかったということです。受領委任払いの真の姿とは国による管理の徹底です。保険施術を認める代わりに国の管理下に組み込まれるということでした。

しかし受領委任拒否保険者が増える中で、残されたものは厳しい施術者管理だけでした。

そして現在また包括払い制度に移行しようとしています。かつての失敗を繰り返さないために包括払いの議論をはじめなければなりません。

わたしは開示請求を繰り返しています

そもそもの始まりである厚労省の不正請求統計によると「9 億 5 千万円の不正請求」の統計実態が報告されました。その詳細を開示請求して詳細を調べてみると、不正でないもの、までもが不正とされて 9 億 5 千万円不正が行われたキャンペーンに使われていることが判明しました。

また東京都審査会への審査請求では審査過程の議事録を開示請求したところ発言内容が全て黒塗りの議事録開示となりました。そして東京都後期高齢者医療広域連合への開示請求では不正請求摘発のため民間業者と 5 千万円で契約していることがわかりました。

さらに言うなら、不正請求摘発額は、「あはき」で 600 万円、柔整では 40 万円だそうです。

また、今回 6/1 から療養費改定があり、その改定内容は 6/1 まで公表されませんでした。

わが鍼灸師会ではいち早く情報をリサーチして 5/10 にはおおよその改定内容は把握して会員にアナウンスしておりました。しかし、正式に公表されないので、なんども何度も問い合わせをして公表を催促したのでした。そしてやっと、6/1 午前、公表されました。

しかし、その内容に疑問を持ち、改定内容の基準根拠を開示請求したのは私たちだけであります。

それに対する厚労省の回答は「根拠はない」というものでした。

私たちの療養費は何の根拠もなく適当に改定されたということが判明しました。

しかし優秀なお役人が根拠なく適当に料金の改定をするものなのでしょうか。通常はそのようなことは考えられません。何らかの基準がありそれに沿って改定するものだろうと思います。しかし厚労省はなぜだかそれを隠したがり、その理由はわかりませんがそれが現実なのです。



ご来賓のみなさまのご挨拶

海江田 万里 衆議院議員

皆様お久しぶりです。お会いするのは3年前の新年会以来です。

コロナ禍で皆様の抱える仕事も減ったのではないのでしょうか。皆様からの意見が政治家に届けば私達は動きます。私達はその為にいます。

皆様の生の声を国に伝えるのが議員の役目です。役所も国民の役に立つから役所と言うのです。本日ビデオメッセージを届けてくれる川田龍平議員とも懇意にしています。彼と協力して国が東洋医学を認め、保険医療の中に位置づけられるように活動してまいります。



川田 龍平 参議院議員 (ビデオメッセージ)

本日は第19回定期総会に参加出来なくて申し訳ありません。私はローカルフード法案を議員立法で準備してきました。これは在来穀物の種子を守ることです。

今、日本の農家は高齢化により農業の継続が出来なくなっています。コメを作っても買い取り価格が下がり続け採算が取れなくなっています。

日本の農業衰退が続いています。農業が続けられないと地方の就業人口が減り、荒廃するだけでなく土も駄目になります。土壌を養う微生物もいなくなり再び農地に戻すのは困難になります。生物多様性を維持することは食糧安全保障といえます。

地域の人々が地域で作られたものを食べる、これがローカルフード法案の骨子です。子供たちの安全な食の為にこの法案を臨時国会で成立させたい。法律は一人では出来ません。皆様も自治体に働きかけて頂ければと思います。

奈須 りえ 大田区区議会議員

国は法律を作りますが、その法律が『〇〇に努める』とあれば努力義務です。『原則として〇〇』は例外があります。法律は自治体の運用になると、抜け穴がありそのままでは適用できない場合が殆どです。

法律を本来の目的に合致さすには皆様からの情報が欠かせません。

私達区議は法律が機能しない原因を見つけて是正する役割を担います。鍼灸治療が国民の健康に役立つよう頑張っています。



藤岡 東洋雄 (協)兵庫県保険鍼灸師会理事長

私は保険証1枚で、鍼灸マッサージがいつでもどこでも受けられる社会を目指して活動しています。コロナ禍で鍼灸師の生活は貧困ラインに置かれています。そのうえ施術管理者要件として1年間の実務研修受講義務も課せられました。

国はどんどん鍼灸師が生活出来なくなる環境をつくってきます。一般社団法人鍼灸マッサージ師会さ

んは再審査請求をしていますが、この方針は続けてもらいたい。国に対し声を上げなければ『いいように』されます。私は鍼灸師会さんと連携し、これからも厚労省と交渉して声を発し続けていきます。どうかよろしく願いいたします。

山西 俊夫 NPO 法人 東洋医療を考える会 理事長

2022 年の上田孝之氏のセミナー報告で、財政悪化で事業を断念し閉鎖している保険組合が出ていると書かれていました。国も自治体も保険組合も自らの存亡を図るため、鍼灸按摩マッサージの保険給付を締め付けているのではないかと考えています。

今、必要なのは政治力ではないか、政治家の力を借りて患者の不利益を止めなければなりません。鍼灸マッサージ師会は審査請求をして闘っていますが、NPO 東洋医療を考える会は全面的に支援していきます。東洋医学は日本の文化です。私も喜寿になりました。高齢者にとって人に優しい医療が必要です。

宮原 哲郎 顧問弁護士

鍼灸師の皆様もコロナ禍で苦勞していると思います。

国は鍼灸の保険適用を難しくしています。事務局通信を読むと憲法第 25 条の立場からの意見も見られます。その不合理性を広く国民に知ってもらう事が重要です。

世界ではロシアによるウクライナ侵攻をみると、世界の情勢が大きく変化しています。国連の五大国は核兵器を持っていますが、戦勝国はファシズムに打ち勝ったので正しい国だという理念が底にあります。その核兵器を持った国が、核を持たない弱小国に攻め入っています。

これまでもアメリカは朝鮮戦争、ベトナム戦争を通常兵器で戦ってきました。それは核兵器で勝っても全世界を敵に回すからです。世論が抑止するのです。鍼灸も同じです不条理な状況を広く国民に知らせ世論を味方につけましょう。



高成田 健

日本労働者協同組合連合会（ワーカーズコープ）事務局長

ワーカーズコープは働く人が組合員になり、自ら経営者として労働者として働くことを目指しています。雇われて働くのではなく自ら仕事を作って働く協同労働の実現です。

2021 年労働者協同組合法が成立しました。労働者協同組合は 1844 年イギリスで発祥しました。当時は劣悪な労働環境で働く人の健康や生活が脅かされていました。

その為メンバーシップとなって生協・農協が出来、共益からコミュニティ形成と発展してきました。私達が目指すのは各自が出資をして意見を出し、共益と公益を目的とする持続可能な社会です。

経営と労働を自ら決められる社会の実現を目指しています。法律は出来れば広がるものではありません。法律は実際に使われることにより社会に広がります。

高齢者が自分が働ける場所を自分で作る。シングルマザーが子育てしながら食べていけるような社会にしたい。その為には協同で働き連携して社会に関与していく必要があります。ワーカーズコープは鍼灸マッサージ師会様のご参加をお待ちしています。



19回定期総会に参加して

白井 百合

令和4年6月19日、第19回定期総会に参加いたしました。

初めてでしたが副議長のお役を通して、お仲間に加えていただきありがとうございました。

来賓の各議員の先生方のお話や令和3年度の事業報告等を聞き、本会には他の団体とは一線を画する社会的使命と特徴があることを理解できました。

また本会に、人のあるがままを、緩く受け入れていくような温かい雰囲気を感じ、画一的に人を管理しようとする流れの社会の中で、貴重な“人の居場所”であると思いました。

コロナ社会の影響も加わり、各活動が制限縮小されている閉塞感がありますが、激変の時代を迎えるのはむしろこれからでしょう。

私たちの細胞が日々生死を繰り返して人を生かすように、新年度も共有と挑戦を繰り返し、本会に刷新と発展があることを願っております。

総会の感想

喜多村 崇

第19回定期総会に参加いたしました。

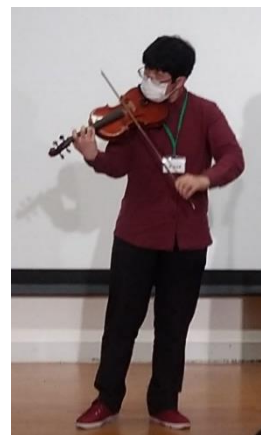
今回は会の一員ではなく最後に演奏する余興という立場での参加となりましたが、普段非常勤職員として働いているために、あまり知ることのなかった会の活動や、お金の動きを知ることができました。

また、今まで書面上のお名前ではしか存じ上げなかった先生方のお顔を知れる貴重な機会となりました。

先生方のお話を拝聴できることは嬉しい限りであり、大変興味深く聞かせていただきました。残念ながら時間の都合で終了となってしまいましたので、別の機会があれば拝聴できればと思います。

また手数料引き上げの話題になった際、「説明がない」という理由で反対する声がありました。結果、会誌等のお知らせの確認不足であることがわかりましたが、その上で会や理事の方々のやり方を非難する声がありましたが、この場合、非難することに力を入れるのではなく「〇〇のようにすれば今後確認を怠ることはないの、そのようにしてほしい」といった建設的な意見で歩み寄ることが必要なのではないかと考えます。

このような点を改善していけばより有意義な時間になるのではないかと思います。貴重な体験をありがとうございました。



「第19回定期総会に出席させて頂いて」

清水指圧院 清水智子

今回の総会には主人(清水郁夫)の代わりにはじめて参加させて頂きました。

非常に視野が広がり勉強になりました。東洋医療を世の中から観た地図帳の様な絵がふんわりと浮かんできたような気が致しました。

又、衆議院議員海江田先生からの叱咤激励のお言葉には勇気づけられましたし、参議院議員川田先生のローカルフード法案「種を守る法律」地域の食を地域で守る内容は、私自身も施術者として、現在、私の置かれている地域で、地域活性の為に何か行動を起こしたいという気持ちになりました。この色々な世界観における「地域社会」に、心の通ったコミュニケーションが今とても大切な気がしてなりません。

鍼灸マッサージ師会の、本当の意味での民主主義を実現させる為にも、キーになってくる事ではないでしょうか

お話の中には世界の状況としてウクライナ戦争の話題などからも、明日どうなるかわからないという危機感を持ちながら周りで起こっている事を、まるで他人様の様にとらえていては前進の道はないのでしょうか

代表理事の述べられた「皆が関心を高めていかないと民主主義にはならない」「人がやってくれるのではない、自分自身がやる」「0.1でもより自分自身が事を起こすことに活力が発生する」そして大切なのは「楽しくやる人が寄ってくる様な」ということに、大きな可能性を秘めていると感じました。

今回参加出来たことで私自身の勉強にも非常になりました事を心から感謝したいと思います。最後の喜多村 崇さんのバイオリン演奏に気持ちがホッくり致しました。鍼灸マッサージ師会の皆様ありがとうございました。

第19回定期総会へ参加して

齊藤 善弘

前日までの雨が上がり晴れて蒸し暑い日曜日。代々木八幡コミュニティセンターでの定期総会に参加しました。総会の冒頭、衆議院議員 海江田万里氏の挨拶から始まり、来賓の挨拶が淡々と進み、議案の冒頭から、時間が押し気味になりバタバタ感が残念でした。

途中、療養費事務手数料改定の件で、聞いていないという意見が出ていまさらと思いました。

4月の事務局通信に記載があるのに、知らないという意見です。

今の時代情報は与えられるものではなく、自分から積極的に取りに行く時代に変化していることを認識し情報弱者にならないようにしなければと感じました。

コロナ禍による生活様式の変化、戦争による食料不安や物価上昇の懸念など今まで経験したことのない急激な環境変化の昨今「今まで」や「普通」は、これからは通用しないと感じています。 当会も時代の変化に対応し、魅力のある会になる事を期待します。

事務局の中

暑中、会員の為に誠に有難う御座ります。

最近背中の痛みがあり、近くのマッサージとインターネットで探してみますと、上位に出て来るのはほとんど無資格のところばかりで有資格者はいつかと聞くと、居ませんと言う。そしてその様な店舗は大規模なところが多く、本当の治療をしていない治療院は比較的小規模で又は細々と営業している所が多い。

実に不合理な状況である。

国家資格の意味はどこにあるのか……

又無資格の人が営業出来、仕組も理解出来ない。

鍼灸マッサージ師の医療従事者としての地位確立は、先が鍼灸マッサージが医療であるとの法的認知が不可欠である。

その厚にも資格の有無を強調し差別化と無に地位の確立を目指す

べきと考えます。

中野郁雄

投稿のお願い

会員の意見交換の場である、事務局通信への投稿をお願いいたします。

受領委任実施の中で患者さんが抱える問題など、是非、お聞かせ下さい。

会の活動や事業についてのご意見や提案、医療や介護をはじめ皆さんが関心あるどのような内容でも結構です。会員皆さんや患者さんの声を御寄せください。

健康保険からの鍼灸マッサージ治療の差別的な排除が進んでいます。

この改善に向けて、我々の見解を明らかにしていく事が重要と思いますのでみなさまのご意見をお聞かせください。

投稿は毎月10日締め切りです。締め切り後に投稿された場合は翌月掲載となりますのでご注意ください。

なお、投稿いただきました場合は、わずかな金額ではありますが、原稿料をお支払いいたします規定となっております。

(編集委員 久下勝通)

通信編集部 送信先 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

R04 年 7 月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切 理事会(14:30～17:30)
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	申請業務 保険部会(19:00～21:00)
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	事務局会議 (13:00～15:00) 通信発送
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	海の日
19	火	
20	水	体験マッサージ (13:30～)
21	木	国民の会役員会 (18:30～20:30)
22	金	
23	土	財政会議(19:00～20:00)
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	支給明細などの発送
29	金	療養費の振り込み
30	土	
31	日	

R04 年 8 月

1	月	
2	火	
3	水	申請書〆切
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	申請業務
8	月	
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	山の日
12	金	
13	土	夏期休暇 (11 日～15 日)
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	通信発送
19	金	
20	土	
21	日	ケアマネ会議(10:30～12:30)
22	月	事務局会議 (13:00～15:00)
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	NPO 理事会(10:00～12:00)
29	月	支給明細などの発送
30	火	
31	水	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会